二　託送供給に関する次に掲げる事項（前号に掲げる事項を除く。）
イ　適用範囲
ロ　料金
ハ　導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担に関する事項
ニ　ロ及びハに掲げるもののほか、供給の相手方が負担すべきものがある場合にあつては、その内容
ホ　ガスの受入量及び供給量の計測方法並びに料金その他の供給の相手方が負担すべきものの徴収の方法
ヘ　託送供給を行うことができるガスの熱量等の範囲、組成その他のガスの受入条件に関する事項
ト　託送供給に附帯する業務に関する事項
チ　導管、ガスメーターその他の設備に関する一般ガス導管事業者及び供給の相手方の保安上の責任に関する事項
リ　ガスの受入れ及び供給の制限又は停止並びにこれらの解除に関する事項
ヌ　契約の申込みの方法並びに契約の更新及び解除に関する事項
ル　イからヌまでに掲げるもののほか、供給条件又は一般ガス導管事業者及び供給の相手方の責任に関する事項がある場合にあつては、その内容
ヲ　有効期間を定める場合にあつては、その期間
ワ　導管の位置を明示した地形図の閲覧場所
カ　実施期日

（託送供給約款の認可の申請等）

第六十五条　法第四十八条第一項本文の認可を受けようとする者は、様式第四十四の託送供給約款認可申請書に託送供給約款の案及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　ガス事業託送供給約款料金算定規則様式第一、様式第二、様式第三第一表及び第二表（地方公共団体である一般ガス導管事業者にあつては、様式第三第三表及び第四表）、様式第四、様式第五第一表、第二表及び第二表補足並びに様式第六（同令第十四条第二項の規定により選択的託送供給約款を制定しない場合には同令様式第六第一表。以下同じ。）の書類

二　ガス事業託送供給約款料金算定規則第十条第一項に規定する一般ガス導管事業者にあつては、同令様式第五第三表、第四表、第四表補足並びに第五表及び第五表補足の書類

三　ガス事業託送供給約款料金算定規則第二十四条の規定により同令第九条から第十四条までの規定とは異なる料金の算定方法を定める一般ガス導管事業者にあつては、同令様式第十一の書類

四　供給の相手方の負担となるもの（料金を除く。）の金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

2　経済産業大臣は、前項第三号に掲げる書類を公表しなければならない。

3　法第四十八条第二項の認可を受けようとする者は、様式四十五の託送供給約款変更認可申請書にその変更後の託送供給約款の案及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　変更を必要とする理由を記載した書類

二　変更しようとする部分を明らかにした変更前の託送供給約款

三　前条第二号ロの事項を変更（消費税及び地方消費税に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）又はその額に係る表示若しくは請求の方法のみの変更（以下「消費税等相当額のみの変更」という。）を除く。）しようとする場合にあつては、次に掲げる書類

イ　ガス事業託送供給約款料金算定規則様式第一、様式第二、様式第三第一表及び第二表（地方公共団体である一般ガス導管事業にあつては、様式第三第三表及び第四表）、様式第四、様式第五第一表、第二表及び第二表補足並びに様式第六の書類

ロ　ガス事業託送供給約款料金算定規則第十条第一項に規定する一般ガス導管事業者にあつては、同令様式第五表第三表、第四表、第四表補足並びに第五表及び第五表補足の書類

ハ　ガス事業託送供給約款料金算定規則第二十四条の規定により同令第九条から第十四条まで（これらの規定を同令第十六条において準用する場合を含む。）の規定とは異なる料金の算定方法を定める一般ガス導管事業者にあつては、同令様式第十一の書類

ニ　イ、ロ及びハの規定にかかわらず、ガス事業託送供給約款料金算定規則第十五条第一項に規定する一般ガス導管事業者にあつては、同令様式第六及び様式第七の書類

ホ　イ、ロ、ハ及びニの規定にかかわらず、ガス事業託送供給約款料金算定規則第二十三条第一項に規定する一般ガス導管事業者にあつては、同令様式第十の書類

四　前条第一号ロ若しくはハ又は同条第二号ハ若しくはニの事項を変更しようとする場合にあつては、供給の相手方の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

4　経済産業大臣は、前項第三号ハに掲げる書類を公表しなければならない。

第十八条から第二十二条の二までを削り、第六十四条の前に次の款名を付する。

第二款　業務

第十七条中「第十三条第二項」を「第四十四条第二項」に、「様式第十二」を「様式第四十三」に、「提出」を「、経済産業大臣に提出」に改め、同条に次の一項を加える。

2　経済産業大臣は、法第四十四条第二項の認可を受けようとする者に対し、前項の書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

第十七条を第六十三条とする。

第十六条の見出し中「事業」を「一般ガス導管事業」に改め、同条中「第十三条第一項」を「第四十四条第一項」に、「様式第十一の事業休止（廃止）許可申請書に次の書類」を「様式第四十二の事業休止（廃止）許可申請書に次の各号に掲げる書類（一般ガス導管事業の全部を休止し、又は廃止する場合にあつては、第一号の書類に限る。）」に、「提出」を「、経済産業大臣に提出」に改め、同項第二号中「事業の」を「一般ガス導管事業の」に、「場合は」を「場合にあつては」に改め、「及び供給地点群の位置」及び「並びに供給地点群ごとにその供給地点の位置を記載した図面」を削り、同項第三号中「事業の」を「一般ガス導管事業の」に、「場合は」を「場合にあつては」に、同項第四号中「事業の」を「一般ガス導管事業の」に、「場合は」を「場合にあつては」に、「様式第三十二」を「様式第三」に改め、同条に次の一項を加える。

2　経済産業大臣は、法第四十四条第一項の許可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

第十六条を第六十二条とする。

第十五条中「様式第十の二の許可事業承継届出書を」を「様式第四十一の事業承継届出書に事業の相続があつたことを証する書類を添えて、経済産業大臣に」に改める。

第十五条を第六十一条とする。

第十四条中「第十条第二項」を「第四十二条第二項」に、「様式第九」を「様式第三十九」に、「様式第十」を「様式第四十」に、「次の書類」を「次の各号に掲げる書類」に、「提出」を「、経済産業大臣に提出」に改め、同条第八号中「一般ガス事業」を「一般ガス導管事業」に改め、同号を同条第十号とし、同条に次の二号を加える。

十一　主たる技術者の履歴書

十二　様式第三十三の一般ガス導管事業遂行体制説明書

第十四条第七号中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に改め、同号を同条第九号とし、同条第五号及び第六号を削り、同条第四号を同条第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七　一般ガス導管事業の一部を承継させる分割をする場合にあつては、当該事業を承継させる法人及び当該事業を承継する法人の承継の日以後三年内の日を含む毎事業年度における様式第三十二の収支見積書

八　合併及び一般ガス導管事業の全部を承継させる分割をする場合にあつては、当該事業を承継する法人の合併及び承継の日以後三年内の日を含む毎事業年度における様式第三十二の収支見積書